

10月1日から

福岡県公費医療費支給制度

が変わります

乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭等医療費支給制度

☆ 本人負担については、いずれも1医療機関ごとにかかる料金です。
 ☆ 入院時の食事代・居住費などの本人負担および医療保険の適用を受けない費用についてはこれまでどおり本人負担になります。
 ☆ これらの制度は各市町村が実施している制度のため、他の市町村によっては制度や実施日が異なることがあります。また、福岡県の補助金要綱により所得の確認が必要になります。
 詳しくは、お問い合わせください。
 ● 問合せ先 役場住民課 ☎932・1151（内線119）

乳幼児医療費支給制度 平成20年9月30日まで

- 対象者：通院…5歳未満までの児童
入院…小学校就学前までの児童
- 本人負担：3歳未満…無料（入院・通院）
3歳以上…初診料・往診料の自己負担分相当額
平日時間内：680円 平日時間外：940円
休日：1270円 深夜：1930円

乳幼児医療費支給制度 平成20年10月1日から

- 対象者：小学校就学前までの児童
- 本人負担：3歳未満…無料（入院・通院）
3歳以上…通院600円/月（上限）
入院500円/日（月7日限度）

重度心身障害者医療費支給制度 平成20年9月30日まで

- 対象者：身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
知的障害者（IQ35以下）
重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下）
- 本人負担：65歳未満…初診料・往診料の自己負担分相当額
平日時間内：820円 平日時間外：1070円
休日：1570円 深夜：2260円
65歳以上…無料

重度障害者医療費支給制度 平成20年10月1日から

- 対象者：身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
知的障害者（IQ35以下）
重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下）
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
※精神病床への入院は対象外
- ※3歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の申請が必要です
- 本人負担：通院500円/月（上限）
入院〔一般〕500円/日（月20日限度）
〔低所得〕300円/日（月20日限度）

母子家庭等医療費支給制度 平成20年9月30日まで

- 対象者：母子家庭、父母のない子
※児童は3歳から18歳の年度末まで
- 本人負担：初診料・往診料の自己負担分相当額
平日時間内：820円 平日時間外：1070円
休日：1570円 深夜：2260円

ひとり親家庭等医療費支給制度 平成20年10月1日から

- 対象者：母子家庭、父子家庭、父母のない子
※児童は小学校就学後から18歳の年度末まで
- ※3歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の申請が必要です。
- 本人負担：通院800円/月（上限）
入院500円/日（月7日限度）

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料の新たな軽減措置などについて

所得の少ない人に対する均等割軽減割合を拡大しました

保険料の均等割が7割軽減となる人（世帯の被保険者と世帯主の合計の総所得金額などが33万円以下）について、その軽減割合を8・5割（年額7500円）に拡大しました。
 軽減後の保険料の均等割額（年額）

7割軽減1万5280円

8・5割軽減7500円

すでに7月の保険料算定において実施しています。

所得割額の軽減について

平成19年中の総所得金額などが91万円以下の人、所得割額を50%軽減することを現在検討しています。
 ※対象例 公的年金収入のみの場合、年金額が211万円までの人など

今後、決定次第お知らせします。軽減の対象となる人に対し、あらためて再計算した保険料額変更決定通知書をお届けします。

保険料の支払い方法の変更について

年金からの保険料徴収（特別徴収）については、次のいずれかに該当する場合、申し出により口座振替へ変更できるようになりました。
 ・国民健康保険の被保険者であった人で、保険料（税）を直近2年間、滞納なく確実に納付していた人
 ・年金収入が180万円未満の人で、世帯主または配偶者の口座から振り替えができる人

これらに該当する人で、保険料の支払い方法の変更を希望される人は、役場住民課で手続きが必要です。

- ▼手続きに必要なもの
- ・被保険者証
 - ・金融機関への届出印通帳

※支払方法を口座振替へ変更するときは、事前に住民課窓口で電話などでご確認ください！
 ※支払方法の変更は、役場住民課窓口にお申し出ください。手続き後、10月分の年金からの支払いを中止します。ただし、事務処理都合上、10月分の中止手続きに間に合わず、12月分以降の年金からの中止となることもありますのでご了承ください。

「還付金詐欺」にご注意!

市（区）町村などの職員を装って電話をかけ、ATM（現金自動預け払い機）で医療費や年金などの払い戻しの手続きをすると偽り、お金をだまし取ろうとする詐欺事件が多発しています。

ATMを介して払い戻しをすることは絶対にありませんので、ご注意ください。



これらに該当する人で、9月以前に徴収が開始されている人は、「被扶養者であった」と、確認されていない場合があります。この場合は、お手数ですが役場住民課までお知らせください（7月にお届けした保険料額決定通知書をも一度ご確認ください）。

▼問合せ先 役場住民課 ☎932・1151

後期高齢者医療制度加入日の前日において被用者保険の被扶養者であった人へ（国民健康保険は該当しません）
 ※被用者保険とは、政府管掌および組合管掌健康保険、船員保険、共済組合を指します。